



移転した第1分団消防機庫

冷雨の中 鈴割り競技

消 防 出 初 式

平成九年の消防出初式が一月五日、町役場で行われ、消防団員六十六名と婦人防火クラブ十名が参加しました。

町役場玄関前で団員、車両の観閲式が、町公民館では式典と功績章などの表彰が行われ、表彰状が贈られました。そのあと阿知須小学校体育館横の井関川で恒例の鈴割り競技が行われ、冷たい雨の降る中、正確で素早い動きを披露しました。

なお、表彰された人は次のとおり（敬称略）。

- 【山口県消防協会会長表彰】 ●功績章—伊藤尚文（岩西前） 縄吉学（築地） ●勤続章△十五年—中尾晴海（前山） △二十年—春吉辰雄（前山） △二十五年—大谷幸久（浜） △三十年—部坂國則（恵比須） ●退職感謝状—中村昭三（西条） 洪木保俊（寺河内） 故重村昭文（且北）
- 【阿知須町長表彰】 ●勤続章—元吉清海（浜） 山本裕英（山口市）
- 【阿知須町消防団長表彰】 ●精勤章—植杉忠久（砂二） 松崎徳彰（浜表）

阿小学校体育館の向い側へ 第1分団消防機庫

第一分団の消防機庫が、町役場裏から阿小学校体育館の向い側（旧…原田商店）へ移転しました。建物の正面が消防車の出入口になっていますので、付近の駐・停車はできません。ご協力をお願いします。

「年末調整」をしたサラリーマンでも、農業・不動産などの所得が20万円

を超える人は「確定申告」 以下の人は「住民税申告」をしなければなりません

平成7年分の所得税と住民税の申告相談が
2月17日から3月17日まで行われます。
所得金額や税額を正しく計算し、申告と納
税は必ず3月17日までに済ませてください。



ことしから電子計算機(コン
ピュータ)による申告相談にな
り、税務署への提出用申告書に
は名前や住所、所得、控除など
すべての事項を機械で印字する
ことになりました(ただし、青
色申告除く)。
町で申告相談を受ける人は、
提出用の申告書にはいっさい記
入されないで、控え用の申告書
と収支内訳書を作成し、その他
必要書類等と併せてお持ちくだ
さい。

町役場会場
で相談の人は

提出用の申告書には 記入しないでください

確定申告をしな
ければならない人

事業所得や不動産所得などがあ
る人の場合



○一年間(一月～十二月)の所
得金額の合計額が、所得控除の
合計額を超える人

サラリーマンの場合



次のいずれかに該当する人
① 給与の年収が二十万円を超
える人
② 給与所得以外の所得が二十
万円を超える人

③ 給与を二か所以上もらって
いる場合は、従たる給与の収入
と②の所得の合計が二十万円を
超える人

④ 同族会社の役員などで、そ
の法人から貸付金の利子や不動
産の賃貸料などを受け取った人

⑤ 源泉徴収されていない給与
をもらっている人

住民税の申告をしな
ければならない人

所得税の確定申告を提出した人
は、住民税の申告をする必要は
ありませんが、次のような人は
申告をしなければなりません。

① 事業(農業含む)、配当、
不動産などの所得がある人

② 給与所得のほかに地代・家
賃などの不動産や農業、配当な
どの所得がある人(住民税では、
所得が少額「二十万円以下」で
あっても、必ず申告しなければ
なりません)。

③ サラリーマンで、年の途中
に会社をやめた人

④ 給与所得または公的年金の
所得のみの人で、社会保険料、
生命・損害保険料、医療費など
の控除を受けようとする人



申告の際に必要な
「国保」、「国民年金」の
支払証明書の交付窓口

「国保」……町税務課賦課徴収係
(TEL 65-4111 内線 121(有)
2153)

「国民年金」……町住民課福祉係
(TEL 65-4111 内線 163(有)
2132)

所得税の振替納税
4月18日(金)に引き落とし

確定申告で算出された所得税
の納付は三月十七日までですが、
税金が指定した通帳から自動的
に引き落とされる「振替納税」
制度を利用されると便利です。

手続には、納税者本人名義の
通帳とその届出印が必要です。
希望される人は、申告相談の際
にお申し出ください。

なお、引き落とし日は四月十
八日(金)です。

2月17日から3月17日まで 確定申告が始まります

申告相談日程

月	日	曜日	午前【9:00～11:00】	午後【13:00～16:00】	会 場
2	10 ～ 14	月 ～ 金	還付申告相談受付 土、日曜日を除く		町役場 第2 会議室
	17	月	小古郷東・前山	小古郷西	町役場 第2.3会議室
	18	火	税務署相談 税務署から「来署依頼」のはがきが来た人は、 この日をご利用ください。		町公民館 2階 大会議室
	19	水			
	20	木	小古郷南	北 祝	
	21	金	小山・西祝	南 祝	
	22	土			
	23	日			
	24	月	恵比須・築地	東・縄田北	
	25	火	縄田南	中村・西条	
	26	水	浜	寺河内・二の宮	
	27	木	砂郷一・砂郷二	砂郷三	
	28	金	砂郷四	飛 石	
	3	1	土		
2		日			
3		月	沖の原	岩倉西	
4		火	岩倉前	岩倉西前	
5		水	岩倉辻	岩倉上	
6		木	旦 東	旦 西	
7		金	旦 北	旦門松	
8		土			
9		日			
10		月	岡	浜 表	
11		火	赤 迫	井 関	
12		水	野 口	河 内	
13		木	杖川・源河	向井関	
14		金	引 野	青畑・仙在	
15	土				
16	日				
17	月	指 定 日 が 無 理 な 人			

確定申告に必要なもの

- 申告用紙(税務署から送付された人)
- 印かん
- 昨年中の支払いのわかる証明書または帳簿書類
- 社会保険料、生命・損害保険料などの証明書
- 源泉徴収票や支払い証明書
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などを受けている人は、その手帳
- その他所得の計算に必要な書類
- 還付を受けるための銀行などの通帳

還付申告受付

2月10日から

確定申告をしなくてもよい場合でも、医療費控除や住宅取得等特別控除などを受けたり、源泉徴収された所得税が納め過ぎになっているときに還付を受けるための「簡易申告」は2月5日から町役場第2会議室に会場を設け受け付けています。

早めに申告をして還付を受けるようにしてください。

町「国保」歯科検診

町国保の被保険者を対象に歯科検診を行います。希望される人は町環境保健課国民健康保険係へ保険証をお持ちのうえ申し込んでください(町内の医療機関に限りません)。

■対象者 町国民健康保険の被保険者

■利用回数 一人、年一回(九年一月から三月までの三か月間)

■料金 無料

■問い合わせ 町環境保健課国民健康保険係 (TEL 65-4111 内線152(有)2122)

フッソ塗布

町では子どものむし歯予防の一環として、フッソ塗布を行います。

■日時 二月十四日(金)午後一時三十分

■場所 町公民館二階

■対象 二歳から小学校入学前の幼児

■持参品 母子健康手帳

■費用 無料

■申し込み 二月七日(金)までに町環境保健課 (TEL 65-4111 内線152(有)2122) へご連絡ください。

母子寡婦家庭に 就学支度金・修学資金

県では母子や寡婦家庭で今年四月に小・中・高・大学(短大、専修学校含む)に入学するお子さんがおられる人を対象に就学支度金と修学資金を無利子で貸しします。

就学資金の貸付限度額

小学校……………三八、五〇〇円
中学校……………四四、九〇〇円
高校、専修学校、高専(私立で自宅外通学の場合)……………三〇、〇〇〇円

※高校、専修学校、高専などの場合で、いろいろなケースがありますのでお問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ先 町住民課福祉係 (TEL 65-4111 内線163(有)2132)

公共施設用地等の先買いの 譲渡所得 1,5000万円 の控除

公共施設(道路・公園等)の用地の取得は、年々困難になっており、このため、公有地の拡

大に関する法律で土地の先買制度が設けられています(左図参照)。

そして、この届出・申出を受けて、地方公共団体等が土地の所有者と協議し成立すれば、土地を買い取るというものです。この場合には、土地所有者の譲渡所得には、一千五百万円の特別控除が認められています。

■問い合わせ 町企画振興課企画係 (TEL 65-4111 内線142(有)2144)

市町村を經由して県知事に届け出る必要があります

を譲渡する場合

都市計画決定された施設などの区域内100㎡以上の土地
その他の都市計画区域の5,000㎡以上の土地

市町村を經由して県知事に申し出る必要があります

地方公共団体に対して
買い取りを希望する場合

都市計画区域内の100㎡以上の土地

催しもの

- 26日 ファミリースキー教室(八幡高原191スキー場、前4時30分町公民館集合)
- 2月2日 なかよし読書会(公、前10時)
- 4日 育児相談(役、前10時)いきいき広場(社福セ、後1時30分)
- 5日 地区公民館長等研修会(公、後1時30分)
- 6日 高齢者教室(公、前9時30分)
- 10日 同和教育推進大会(公、後1時30分)

「処分する」から「出さない、リサイクルする」へ

「消費者・官民一体」

「容器リサイクル法」
4月から実施

ごみの出し方が変わります

可燃ごみ (町内全域) 月・水・金

3 5 7 10 12 14 17
19 21 24 26 28

不燃ごみ (町内全域)

●ビン・ガラス類●
(第1.3木曜日)

6 20

●空缶・鉄類●
(第2.4木曜日)

13 27

ごみの収集日

2

●ごみを出す時間

前日午後5時～当日午前8時

●町指定ごみ袋の販売先

町役場環境保健課・各地区環境衛生組合長宅・婦人会支部長(一部)宅等

●清掃センターへのごみの直接持ち込み

《持ち込みができる日・時間》

毎週月曜日～土曜日(祝祭日は出せません)
午前7時30分～正午/午後1時～2時